

「通所リハビリテーション 六供くすの木」運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人マリアが開設する通所リハビリテーション六供くすの木（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 一 指定通所リハビリテーション事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 二 指定介護予防通所リハビリテーション事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 三 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 通所リハビリテーション 六供くすの木
- 二 所在地 前橋市六供町5丁目19-5

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理、指定通所リハビリテーション等の利用申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名
医師は、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。

三 理学療法士 1名以上

理学療法士は他職種と連携し利用者の心身機能評価、訓練計画の立案、理学療法の提供等を行う。

四 看護職員 1名以上

看護職員は他職種と連携し、利用者の健康状態のチェック、療養、介護方法の指導、看護の提供等を行う。

五 介護職員 1名以上

介護職員は他職種と連携し利用者の状態観察、心理的問題の解決、日介助及び援助を行う。

六 歯科衛生士 1名以上

歯科衛生士は他職種と協働して口腔清潔、摂食嚥下機能の課題の把握を行い、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上サービス等を行う。

送迎計画立案、送迎援助、介護報酬請求業務にかかる手続き等は協働で行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。(水曜、土曜午前のみ)

ただし、国民の祝日及び医療法人マリアに準ずる休日を除く

二 営業時間 8:30～12:30 13:15～17:30 までとする。

三 サービス提供時間 1単位目 9:00～12:10 2単位目 13:30～16:40

(利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーション等の利用定員は、各単位20人とする。

(指定通所リハビリテーション等の内容)

第7条 指定通所リハビリテーション等の内容は、次のとおりとする。

一 機能訓練

二 健康状態の確認

三 アクティビティサービスの提供

四 日常生活における相談及び助言

五 送迎

(利用料等)

第8条 指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

一 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用 通常の事業の実施地域を越えた地点から1km当たり100円

ニ おむつ代（リハパンツ含む）1点当たり100円

三 日常生活に要する費用のうち、利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費
前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、事業所より概ね半径3km圏内とする。別紙参照

（自車、家族送迎の場合に限り上記範囲外も可能とする）

希望に添えない場合もあるので契約前に相談を実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次の点に留意するものとする。

- 一 主治の医師から指示事項等がある場合は、管理者又は従業者に申出ること。
- 二 体調不良等により指定通所リハビリテーション等の利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止する場合があること。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

（その他運営についての重要事項）

第12条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 試用期限3ヶ月以内
継続研修 必要に応じ随時
- 二 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 四 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人マリアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等
- 二 虐待の防止のための指針の整備
- 三 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施

四 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

五 事業所は、指定通所リハビリテーション等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

附 則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。